

令和5年陳情第3、4、5号  
関係資料

## 品川区の環境への取り組みについて

### 1. 気候非常事態品川宣言の陳情について

#### (1) 気候非常事態宣言の状況

宣言数：130（2022年11月14現在）

特別区：

千代田区：2020年6月25日 気候非常事態宣言に関する決議  
2021年11月5日 千代田区気候非常事態宣言

世田谷区：2020年10月16日 世田谷区気候非常事態宣言

東京都：

2020年12月4日 C40（世界都市気候先導グループ）における都のリーダーシップ気候非常事態を超えて行動を加速する宣言

国：

衆議院：2020年11月19日 気候非常事態宣言決議

参議院：2020年11月20日 気候非常事態宣言決議

#### (2) 気候変動適用法における市町村の役割

- 地域気候変動適応計画の策定に努めること
- 地域の気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点の確保に努めること

#### (3) 環境基本計画（素案）における位置づけ

##### 第4章 施策の展開

##### 1. 施策

基本目標1 「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

本計画では、基本目標1を地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および気候変動適用法第12条に基づく「品川区地域気候変動適応計画（以下「気候変動適応計画」といいます）として位置づけます。なお、この気候変動適応計画は、「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の一部として策定されるものです。

## 2. 品川区に気候区民会議を設置する陳情について

### (1) 品川区環境活動推進会議について

設置要綱 制定 平成15年8月25日区長決定 要綱第77号

(設置)

第1条 環境保全の取り組みを区民・事業者・区等社会を構成するすべての人々と協働して進めていく必要があるため、環境活動推進会議（以下、「会議」とする）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 環境保全への取り組みに関すること。
- (2) 地域、事業者、学校等の環境活動の推進に関すること。
- (3) 環境情報の収集や環境学習の推進に関すること。
- (4) 区民等への環境情報の提供や、相互交流、連絡調整に関すること。
- (5) その他、環境保全に関すること。

(委員)

第3条 会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 区長が指定する者 4人程度
- (2) 区内の関係団体が推薦する者 6人程度
- (3) 区内の事業所が推薦する者 2人程度
- (4) 公募等により、委員とする者 20人程度

<委員構成> 合計35人程度（第十期）

- 公募区民 23人程度（高大学生13人を含む）
- 区長指定 3人
  - 学識経験者
  - 品川区立中学校長
  - 品川区立小学校長
- 区内関係団体推薦 6人
  - 品川区町会自治会連合会
  - 東京商工会議所品川支部
  - 品川区商店街連合会
  - 品川区立中学校PTA連合会
  - 品川区立小学校PTA連合会
  - 東京都助産師会品川港地区分会
- 区内事業所推薦 3人

東京電力パワーグリッド株式会社品川支社  
東京ガスネットワーク株式会社  
品川区リサイクル事業協同組合カムズ

(2) 主な取り組み（第十期）

- 「環境活動推進委員で作る環境学習講座」グループワークに関すること：  
→「食品ロス削減」「SDGs」「ごみ削減」の3つをテーマとし、エコル  
とごし多目的ホールにて講座開催
- 「品川区環境基本計画」に関すること：中間見直しへの助言、提言、
- 周知・広報に関すること：原稿作成など

3. 都条例 太陽光発電義務化支援の陳情について

(1) 都条例について

① 概要：

- 都内に一定以上の新築住宅等を供給する事業者を対象に、延べ床面積が2,000㎡未満の新築住宅に太陽光パネルの設置を義務づける。
- 発電設備を設置できる住宅の供給数や地域ごとの日当たりの条件に応じた係数、それに1棟あたり2KWとする基準数を掛け合わせ算出された発電容量の目安の達成状況を毎年、都に報告する。

② 対象：年間供給延床面積が合計20,000㎡以上のハウスメーカー  
新築のみを対象とする

③ 施行時期：令和7年4月

(2) 区の取り組みについて

太陽光発電システム・蓄電池システムについて、家庭用、業務用の設置補助事業を実施している。自宅、集合住宅、事業所を対象としている。